

受刑者の生活及び行動の制限の緩和に関する訓令を次のように定める。

平成18年5月23日

法務大臣 杉 浦 正 健

受刑者の生活及び行動の制限の緩和に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、受刑者の生活及び行動の制限の緩和を適正に行うため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において使用する用語は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号。以下「法」という。)及び刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則(平成18年法務省令第57号。以下「規則」という。)において使用する用語の例による。

(制限区分の指定)

第3条 制限区分は、法第85条第1項第1号に定める指導が終了した受刑者(未決拘禁者としての地位を有するものを除く。)について、次の各号に掲げる制限区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を指定するものとする。

- (1) 第1種 改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成を図ることができる見込みが特に高い者。
- (2) 第2種 改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成を図ることができる見込みが高い者。
- (3) 第3種 改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成を図ることができる見込みが中程度である者。
- (4) 第4種 改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成を図ることができる見込みが低い者。

(制限区分の評価事項)

第4条 前条の指定は、次に掲げる事項を総合的に評価して行うものとする。

- (1) 犯罪の責任の自覚及び悔悟の情並びに改善更生の意欲の程度
- (2) 勤労意欲の程度並びに職業上有用な知識及び技能の習得状況
- (3) 社会生活に適応するために必要な知識及び生活態度の習得状況
- (4) 受刑中の生活態度の状況

- (5) 心身の健康状態
 - (6) 社会生活の基礎となる学力の有無
- (制限区分の指定の変更)

第5条 刑事施設の長は、受刑者の処遇調査に関する訓令（平成18年法務省矯成訓第3308号大臣訓令）第7条第5項の規定による定期再調査の際、又は随時に、前条各号に掲げる事項について、規則第48条第3項に規定する評価を行い、適当であると認めるときは、その評価に応じて、第3条各号に掲げる区分に指定を変更するものとする。

(制限区分の指定及びその指定の変更の手続)

第6条 刑事施設の長は、第3条又は前条の規定により制限区分を指定し、又はその指定を変更しようとするときには、あらかじめ、受刑者の処遇調査に関する訓令第11条に規定する処遇審査会を開催し、その意見を聴くものとする。

(制限区分の告知)

第7条 刑事施設の長は、制限区分を指定し、又はその指定を変更した場合には、受刑者にこれを告知するものとする。

(制限区分の表示)

第8条 刑事施設の長は、必要に応じ、受刑者ごとの制限区分を表示するため、標章の交付その他の措置を講ずるものとする。

(開放的施設における処遇)

第9条 法第88条第2項に規定する開放的施設に指定する刑事施設は、別表のとおりとする。

2 開放的施設において処遇する受刑者は、規則第50条の規定により開放的施設で処遇することができるものであり、かつ、次に掲げる要件のいずれにも該当するものを選定するものとする。

- (1) 釈放後の保護の状況が良好であること。
- (2) 高齢その他の理由により就業することが困難なものと認められないこと。
- (3) 生活態度が良好な状況が継続し、かつ、継続する見込みがあること。
- (4) 過去に逃走や自殺を企てたことがないこと。
- (5) 施設近隣の居住歴や土地勘などを考慮し、当該施設において開放的処遇を実施する上での特段の支障がないこと。

附 則

この訓令は、法の施行の日（平成18年5月24日）から施行する。

附 則〔平成19年法務省矯総訓第3361号大臣訓令〕

この訓令は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第58号）の施行の日（平成19年6月1日）から施行する。

附 則〔令和2年法務省矯成訓第6号大臣訓令〕

この訓令は、令和2年12月1日から施行する。

別表（第9条第1項関係）

施設名
旭川刑務所（西神楽農場に限る。）
網走刑務所（二見ヶ岡農場に限る。）
市原刑務所（収容を確保するため通常必要とされる設備又は措置を設け、又は講じた区画を除く。）
広島刑務所（有井作業場に限る。）
松山刑務所（大井造船作業場に限る。）
鹿児島刑務所（農場区に限る。）